

統計でみる市区町村のすがた

STATISTICAL OBSERVATIONS OF SHI, KU, MACHI, MURA

2 0 1 4



総務省統計局

STATISTICS BUREAU

*MINISTRY OF INTERNAL AFFAIRS AND COMMUNICATIONS
JAPAN*

ま　え　が　き

総務省統計局では、昭和51年度以来、社会・人口統計体系の整備を実施しています。

社会・人口統計体系は、人口・世帯、自然環境、経済基盤、行政基盤、教育、労働、居住、健康・医療、福祉・社会保障など国民生活全般の実態を示す種々の地域別統計データを収集・加工し、これを体系的に編成することにより、国、地方公共団体等の各種施策及び地域分析の基礎資料として提供することを目的として整備しているものです。

この体系は、都道府県別及び市区町村別にデータの整備を行っている点に特色があり、言わば国民生活に関する地域別統計データベースの役割を担っています。

本書は、社会・人口統計体系の市区町村データの中から、主な基礎データを取りまとめたものであり、「I　市区町村編」及び「II　基礎データの説明」の2部から構成されています。本書が各種行政施策、学術研究、地域分析等各方面で広く利用されることを期待します。

なお本書のほか、姉妹作として「社会生活統計指標」及び「統計でみる都道府県のすがた」も刊行しています。これら3部作に掲載されているデータは、過去のデータも含めて政府統計の総合窓口（e-Stat）からも利用できますので、併せて御活用いただければ幸いです。

社会・人口統計体系の整備及び本書の刊行に当たって御協力いただいた府省及びその他関係諸機関に対し、深く感謝の意を表します。

平成26年6月

総務省統計局長

須江雅彦

目 次

I 市区町村編

A 人口・世帯	2	G 文化・スポーツ	176
B 自然環境	60	H 居住	177
C 経済基盤	60	I 健康・医療	234
D 行政基盤	61	J 福祉・社会保障	235
E 教育	118	K 安全	235
F 労働	119		

II 基礎データの説明

A 人口・世帯	294	G 文化・スポーツ	305
B 自然環境	296	H 居住	306
C 経済基盤	297	I 健康・医療	309
D 行政基盤	300	J 福祉・社会保障	310
E 教育	303	K 安全	312
F 労働	304		

参考1 社会・人口統計体系の概要 313

参考2 平成19年6月1日から25年3月31日までに廃置分合のあった

市区町村一覧 315

基礎データ掲載項目

No.	分野	項目符号	項目名	年度	単位	ページ
1	A 人口・世帯	A1101	人口総数	2010	人	P 2
2		A1301	15歳未満人口	2010	人	
3		A1302	15~64歳人口	2010	人	
4		A1303	65歳以上人口	2010	人	
5		A1700	外国人人口	2010	人	
6		A1801	人口集中地区人口	2010	人	
7		A4101	出生数	2012	人	
8		A4200	死亡数	2012	人	
9		A5101	転入者数	2012	人	
10		A5102	転出者数	2012	人	
11		A6107	昼間人口	2010	人	
12		A7101	世帯数	2010	世帯	
13		A710101	一般世帯数	2010	世帯	
14		A810102	核家族世帯数	2010	世帯	
15		A810105	単独世帯数	2010	世帯	
16		A811102	65歳以上の世帯員のいる核家族世帯数	2010	世帯	
17		A8201	高齢夫婦世帯数	2010	世帯	
18		A8301	高齢単身世帯数	2010	世帯	
19		A9101	婚姻件数	2012	組	
20		A9201	離婚件数	2012	組	P 59
21	B 自然環境	B1101	総面積（北方地域及び竹島を除く）	2012	km ²	P 60
22		B1103	可住地面積	2012	km ²	
23	C 経済基盤	C120110	課税対象所得	2012	百万円	P 60
24		C120120	納稅義務者数（所得割）	2012	人	
25		C2107	事業所数	2009	事業所	
26		C2111	第2次産業事業所数	2009	事業所	
27		C2112	第3次産業事業所数	2009	事業所	
28		C2207	従業者数	2009	人	
29		C2211	第2次産業従業者数	2009	人	
30		C2212	第3次産業従業者数	2009	人	
31		C3107	耕地面積	2012	km ²	
32		C3401	製造品出荷額等	2011	百万円	
33		C3404	製造業従業者数	2011	人	
34		C3501	商業年間商品販売額	2006	百万円	
35		C3502	商業事業所数	2007	事業所	
36		C3503	商業従業者数	2007	人	
37	D 行政基盤	D2201	財政力指数（市町村財政）	2011	—	P 117
38		D2202	実質収支比率（市町村財政）	2011	%	
39		D2211	実質公債費比率（市町村財政）	2011	%	
40		D3201	歳入決算総額（市町村財政）	2011	百万円	
41		D3203	歳出決算総額（市町村財政）	2011	百万円	
42		D320101	地方税（市町村財政）	2011	百万円	
43	E 教育	E1101	幼稚園数	2012	園	P 118
44		E1501	幼稚園在園者数	2012	人	
45		E2101	小学校数	2012	校	
46		E2401	小学校教員数	2012	人	
47		E2501	小学校児童数	2012	人	
48		E3101	中学校数	2012	校	
49		E3401	中学校教員数	2012	人	

P 174

No.	分野	項目符号	項目名	年度	単位	ページ
50	E 教育	E3501	中学校生徒数	2012	人	P 119
51		E4101	高等学校数	2012	校	
52		E4501	高等学校生徒数	2012	人	
53	F 労働	F1101	労働力人口	2010	人	P 175
54		F1102	就業者数	2010	人	
55		F1107	完全失業者数	2010	人	
56		F2201	第1次産業就業者数	2010	人	
57		F2211	第2次産業就業者数	2010	人	
58		F2221	第3次産業就業者数	2010	人	
59		F2401	雇用者数	2010	人	
60		F2402	役員数	2010	人	
61		F2403	雇人のある業主数	2010	人	
62		F2404	雇人のない業主数	2010	人	
63		F2405	家族従業者数	2010	人	
64		F2701	自市区町村で従業している就業者数	2010	人	
65		F2705	他市区町村への通勤者数	2010	人	
66		F2801	従業地による就業者数	2010	人	
67		F2803	他市区町村からの通勤者数	2010	人	
68	G 文化・スポーツ	G1201	公民館数	2011	館	P 176
69		G1401	図書館数	2011	館	
70	H 居住	H1101	居住世帯あり住宅数	2008	住宅	P 233
71		H1310	持ち家数	2008	住宅	
72		H1320	借家数	2008	住宅	
73		H2130	1住宅当たり延べ面積	2008	m ²	
74		H550701	非水洗化人口	2010	人	
75		H5608	ごみ計画収集人口	2010	人	
76		H5609	ごみ総排出量	2010	t	
77		H5614	ごみのリサイクル率	2010	%	
78		H6130	小売店数	2009	事業所	
79		H6131	飲食店数	2009	事業所	
80		H6132	大型小売店数	2009	事業所	
81		H6133	百貨店、総合スーパー数	2009	事業所	
82		H7110	道路実延長	2011	km	
83		H7111	道路実延長（主要道路）	2011	km	
84		H7112	道路実延長（市町村道）	2011	km	
85		H7121	舗装道路実延長（主要道路）	2011	km	
86		H7501	郵便局数	2012	局	P 234
87		H9101	都市公園数	2011	箇所	
88	I 健康・医療	I510120	一般病院数	2011	施設	P 234
89		I5102	一般診療所数	2011	施設	
90		I5103	歯科診療所数	2011	施設	
91		I6100	医師数	2010	人	
92		I6200	歯科医師数	2010	人	
93		I6300	薬剤師数	2010	人	
94	J 福祉・社会保障	J230121	介護老人福祉施設数	2011	所	P 291
95		J2401	身体障害者更生援護施設数	2011	所	
96		J2503	保育所数	2011	所	
97		J250502	保育所入所待機児童数	2012	人	
98		J2506	保育所在所児数	2011	人	
99		J4101	国民健康保険被保険者数	2011	人	
100	K 安全	K2102	建物火災出火件数	2011	件	

利 用 上 の 注 意

1. 掲載年度

本書に掲載した基礎データの年度は、原則として平成25年度までに収集したものから最新年度のデータを採用し、西暦年で表示している。

2. 年度の表し方

年度（西暦年）は、会計年度（当該年の4月1日～翌年3月31日）を基準にしている。したがって、掲載しているデータは表頭年度の会計年度における特定の時点又は期間に係るものである。ただし、2会計年度にまたがるデータの場合は、期間の長い方の会計年度のデータとして取り扱っている。

3. データ

単位未満を四捨五入することを原則としていること、不詳が含まれていることがあるため、合計の数値と内訳の計とが一致しない場合がある。

4. 記号

- 0 : データが「0」又は指定した単位に満たないことを示している。
- … : データが得られないことを示している。
- X : データが秘匿されていることを示している。

5. 廃置分合のあった市区町村の取扱い

本書に掲載した市区町村は、平成25年3月31日現在の名称、区域による。

平成25年3月31日以前に廃置分合のあった市区町村については、以下によりデータを表章している。

(1) 市制施行、町制施行、名称変更等があった市区町村

平成25年3月31日現在の市区町村名により全てのデータを表章している。

(2) 合併のあった市区町村

市区町村が合併して新たに市区町村が設置された場合又は他の市区町村に編入された場合は、当該市区町村のデータをそのまま合算して表章しているが、合併するいずれかの市区町村においてデータが得られない場合は「…」で表章している。

(3) 分割、新設等があった市区町村

市区町村が分割されて別の市区町村が新たに設置された場合は、分割後と同一の市区町村名があるものについてはデータをそのまま表章し、新たに設置された市区町村については分割前の年次のデータを「…」で表章している。

(4) 本書掲載のデータ年度は、平成19年（2007年）6月1日以降のデータであるが、19年6月1日から25年3月31日までに廃置分合等のあった市区町村は、「参考2 平成19年6月

1日から25年3月31日までに廃置分合のあった市区町村一覧」(315ページ)のとおりである。

6. 本書に関する問合せ先

総務省統計局統計情報システム課統計情報企画室社会生活統計指標係
電話 03-5273-1137

7. その他

(1) 本書の引用（転載）について

本書の内容を著作物等に引用（転載）する場合には、必ず本書の書名を次のように明記してください。

出典 総務省統計局刊行 「統計でみる市区町村のすがた 2014」

(2) 本書の統計局ホームページ掲載

「統計でみる市区町村のすがた」

総務省統計局URL：

<http://www.stat.go.jp/data/s-sugata/index.htm>

政府統計の総合窓口URL：

<http://www.e-stat.go.jp/SG1/chiiki/Welcome.do?lang=01>

II 基礎データの説明

II基礎データの説明は、各統計調査の調査概要や社会・人口統計体系「基礎データ項目定義」等に基づいて整理した。

また、整理順は原則分類項目の順としたが、複数の分類に関する項目の場合は、便宜上いずれか一方の分類項目として掲載している。

なお、説明の中で引用している法令等は原則として調査時点のものであることに注意されたい。

A 人口・世帯

1 人口の規模・構造

人口総数
年齢3区分人口
外国人人口
人口集中地区人口

資料源 総務省統計局「国勢調査報告」

調査概要 本邦内に常住する全ての人を対象として、5年ごとに行われる人口調査で、年齢、男女の別、配偶関係、国籍、労働力状態、従業上の地位、産業、職業、世帯の種類、住宅、従業地・通学地などについて調査するものである。

調査時点又は期間 10月1日

1.1 人口総数

国勢調査でいう人口総数は、本邦内（歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島及び竹島（島根県）を除く。）に常住している者としている。常住している者とは、当該住居に3か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者をいい、3か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない者は、調査時現在居た場所に常住している者とみなしている。

ただし、次の者については、それぞれ次に述べる場所に常住している者とみなしてその場所で調査している。

- (1) 学校教育法第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条に規定する各種学校に在学している者で、通学のために寄宿舎、下宿、その他これらに類する宿泊施設に宿泊している者は、その宿泊している施設。
- (2) 病院又は療養所に引き続き3か月以上入院又は入所している者は、その病院又は療養所。それ以外の者は3か月以上の入院の見込みの有無にかかわらず自宅。
- (3) 船舶（自衛隊の使用する船舶を除く。）に乗り組んでいる者。
 - a 陸上に生活の本拠を有する者……その住所
 - b 陸上に生活の本拠の無い者……その船舶

なお、bの場合は、日本の船舶のみを対象とし、調査

時に本邦の港に停泊している船舶のほか、調査時前に本邦の港を出港し、途中外国の港に寄港せず調査時後5日以内に本邦の港に入港した船舶について調査している。

(4) 自衛隊の営舎内又は自衛隊の使用する船舶内の居住者は、その営舎又は当該船舶が籍を置く地方総監部（基地隊に配属されている船舶については、その基地隊本部）の所在する場所。

(5) 刑務所、少年刑務所又は拘置所に収容されている者うち、死刑の確定した者及び受刑者並びに少年院又は婦人補導院の在院者は、その刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院又は婦人補導院。

本邦内に常住している者は、外国人を含めて全て調査の対象としているが、次の者は調査から除外している。

- ① 外国政府の外交使節団・領事機関の構成員（随員を含む。）及びその家族
- ② 外国軍隊の軍人・軍属及びその家族

1.2 年齢3区分人口

国勢調査でいう年齢は、当該年9月30日現在における満年齢である。

なお、当該年10月1日前零時に生まれた人は0歳とした。国勢調査の年齢3区分は、次のとおりである。

- ① 年少人口（15歳未満人口）
- ② 生産年齢人口（15歳～64歳人口）
- ③ 老年人口（65歳以上人口）

1.3 外国人人口

国勢調査の人口総数のうち、外国国籍を有する者をいう。

1.4 人口集中地区人口

人口集中地区とは、次の基準に該当する地域をいい、この地域に常住する人口総数を人口集中地区人口という。

- (1) 国勢調査基本単位区を基礎単位地域とする。
- (2) 市区町村の境域内で人口密度の高い基本単位区（原則として人口密度が1km²当たり4,000人以上）が隣接していること。
- (3) それらの地域の人口が5,000人以上を有すること。

2 人口の自然増減

出生数
死亡数

資料源 厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」

調査概要 「戸籍法」及び「死産の届出に関する規程」により、市区町村へ届出があった年間の出生、死亡、死産、婚姻及び離婚の全数を対象として集計している。

調査時点又は期間 1月1日～12月31日

2.1 出生数及び死亡数

我が国において発生した日本人の出生・死亡についての数値である。したがって、日本人の外国におけるもの及び外国人の日本におけるものの数は含まれていない。

出生については14日以内、死亡については7日以内に市区町村長に届け出るよう決められているが、何らかの理由で、調査該当年の翌年の1月14日を過ぎてから届け出られたものについては含まれていない。

3 人口の社会移動

転入者数
転出者数

資料源 総務省統計局「住民基本台帳人口移動報告年報」

調査概要 住民基本台帳法第22条の規定による届出及び

同法第8条の規定により職権で住民票に記載された転入者について集計したものである。

ただし、同一の市区町村内で住所を変更した者は含まれない。

なお、日本の国籍を有しない者は含まれない。

調査時点又は期間 1月1日～12月31日

3.1 転入者数

当該市区町村の区域内に、他の市区町村から住所を移した者の年間の数値であり、従前の住所地が国外の者は含まれない。

3.2 転出者数

当該市区町村の境界を越えて、他の市区町村へ住所を移した者の年間の数値である。

ただし、これは、報告のあった転入者の従前の住所地（市区町村）により総務省統計局で算出した数であって、必ずしも転出証明書の発行を受けた者の数とは一致しない。

国外への転出者は、転出者の数値には含まれない。

4 従業地・通学地人口

昼間人口

資料源 総務省統計局「国勢調査報告」

調査概要 Aの1(294ページ)を参照。

調査時点又は期間 10月1日

4.1 昼間人口

国勢調査の従業地・通学地集計の結果を用いて、次のようにして計算された人口である。

A市の昼間人口

=A市の常住人口

$$- \left[\begin{array}{l} (\text{A市に常住する就業者のうち従業先が} \\ \text{A市外にある者}) + (\text{A市に常住する通} \\ \text{学者のうち通学先がA市外にある者}) \end{array} \right]$$

$$+ \left[\begin{array}{l} (\text{A市外に常住する就業者のうち従業先が} \\ \text{A市にある者}) + (\text{A市外に常住する通} \\ \text{学者のうち通学先がA市にある者}) \end{array} \right]$$

したがって、夜間勤務の人、夜間学校に通っている人も便宜、昼間通勤、昼間通学とみなして昼間人口に含んでいる。ただし、この昼間人口には、買物客などの非定的な移動については考慮していない。

なお、平成17年までは、年齢不詳を除いている。

5 世帯数

世帯数
一般世帯数
核家族世帯数
単独世帯数
65歳以上の世帯員のいる核家族世帯数
高齢夫婦世帯数
高齢単身世帯数

資料源 総務省統計局「国勢調査報告」

調査概要 Aの1(294ページ)を参照。

調査時点又は期間 10月1日

5.1 世帯数

一般世帯と施設等の世帯を合わせた世帯である。

5.2 一般世帯数

- (1) 住居と生計を共にしている人々の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者。ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めている。
- (2) 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者
- (3) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舎、独身寮など

に居住している単身者

5.3 核家族世帯数

一般世帯の親族のみの世帯のうち次の世帯をいう。

- (1) 夫婦のみの世帯
- (2) 夫婦と子供から成る世帯
- (3) 男親と子供から成る世帯
- (4) 女親と子供から成る世帯

親族のみの世帯とは、二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のみから成る世帯である。

なお、平成17年以前は、その世帯に同居する非家族（住み込みの従業員、家事手伝いなど）がいる場合も含まれる。例えば、「夫婦のみの世帯」には、夫婦二人のみの世帯のほか、夫婦と住み込みの家事手伝い人から成る世帯も含まれる。

5.4 単独世帯数

世帯人員が一人の世帯をいう。

5.5 65歳以上の世帯員のいる核家族世帯数

単独世帯を除く一般世帯のうち65歳以上の世帯員のいる世帯をいう。したがって、一人暮らしの高齢者世帯は含まれない。

5.6 高齢夫婦世帯数

夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦一組のみの一般世帯をいう。

5.7 高齢単身世帯数

65歳以上の者一人のみの一般世帯をいう。

6 婚姻・離婚

- 婚姻件数
- 離婚件数

資料源 厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」

調査概要 Aの2（294ページ）を参照。

調査時点又は期間 1月1日～12月31日

6.1 婚姻件数及び離婚件数

我が国において各年1月1日から12月31日までの間に市区町村長に届出のあった婚姻又は離婚した日本人についての件数である。ただし、調停、審判、和解、請求の認諾（平成16年3月以前は和解、請求の認諾を除く。）及び判決による離婚は、翌年1月14日までに届け出されたもののうち、調査年の1月1日から12月31日までの間に成立又は確定があったものである。

B 自然環境

1 総面積

資料源 国土交通省国土地理院測図部「全国都道府県市町村別面積調」、総務省統計局「国勢調査報告」

調査概要 国土交通省国土地理院発行の地形図（昭和62年までは5万分の1、63年からは2万5千分の1）を基準に、満潮界を境とした陸地面積を測定して得た数値を調査基礎面積とし、その後1年間の市区町村の境界変更、埋立地又は干拓地などによる増減面積を加減して、毎年10月1日現在の都道府県市区町村別の面積を取りまとめたものである。

この「全国都道府県市区町村別面積調」では、市区町村の境界に変更があっても調査未了のため変更以前の面積が表示されている場合、また、境界未定のため、その部分の面積が関係市区町村のいずれにも計上されていない場合は、総務省自治行政局発行「全国市町村要覧」に記載されている面積を参考値として掲載している。

「国勢調査報告」は、Aの1（294ページ）を参照。

調査時点又は期間 10月1日

1.1 総面積

5年ごとに実施される国勢調査の年はその結果を、それ以外の年は全国都道府県市区町村別面積調を用いている。ただし、面積調は境界未定のため関係市区町村の合計面積のみが表示されているものがある。これらについては参考値を使用している。

総面積には、湖沼の面積も含む。

なお、ここでいう総面積は、北方地域（歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島）及び竹島（島根県）を除いた地域の面積を使用している。

2 可住地面積

2.1 可住地面積

可住地面積は、総面積（Bの1.1（296ページ）を参照。）から林野面積と主要湖沼面積を差し引いて算出した。

なお、林野面積とは、森林面積と森林以外の草生面積の合

計である。主要湖沼面積とは、面積1km²以上の湖沼で、かつ、人造湖以外の湖沼であり、埋立て、干拓等によって陸地化した区域を差し引いたものである。

C 経済基盤

1 県民所得の分配

課税対象所得

納稅義務者数（所得割）

資料源 総務省自治税務局「市町村税課税状況等の調」

調査概要 地方自治法に基づき実施する調査で、市町村税の課税の状況に関する基礎資料となる。調査事項は、市町村民税の納稅義務者数、課税対象所得、軽自動車税、都市計画税等である。

調査時点又は期間 7月1日

1.1 課税対象所得

各年度の個人の市町村民税の所得割の課税対象となった前年の所得金額（分離課税の対象となる退職所得を除く。）をいい、地方税法第314条の2の各所得控除を行う前のものである。

1.2 納稅義務者数（所得割）

個人の市町村民税の所得割の納稅義務者数であり、税額控除により納稅義務の無くなる者及び分離課税の対象となる退職所得に係る所得割の納稅義務者数を除いた者をいう。

2 事業所数・従業者数

事業所数

第2次産業事業所数

第3次産業事業所数

従業者数

第2次産業従業者数

第3次産業従業者数

資料源 総務省統計局「経済センサス-基礎調査」

調査概要 事業所及び企業の経済活動の状態を調査し、全ての産業分野における事業所及び企業の従業者規模等の基本的構造を全国及び地域別に明らかにすること、各種統計調査実施のための基礎資料を得ることを目的とした調査である。

農林漁家に属する個人経営の事業所、家事サービス業及び外国公務に属する事業所を除く全ての事業所及び企業が対象である。

なお、平成18年まで実施された「事業所・企業統計

「調査」とは調査の対象は同様であるが、調査手法が異なることから「平成18年事業所・企業統計調査」との差数が全て増加・減少を示すものではない。

調査時点又は期間 7月1日

2.1 事業所数、第2次産業事業所数及び第3次産業事業所数

事業所とは、経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいう。

- (1) 一定の場所（1区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われている。
- (2) 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われている。

一般に工場、製作所、事務所、営業所、商店、飲食店、旅館、娯楽場、学校、病院、役所、駅、鉱業所、農家など、一区画を占めて事業を行っている場所である。

本書では、産業別事業所数は国及び地方公共団体に属する事業所を含む全事業所数を掲載している。

産業大分類は、次のように分類される。

なお、大分類項目名及び大分類項目の配列順序は日本標準産業分類（平成19年11月改定）による。

第1次産業……農業、林業、漁業

第2次産業……鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業

第3次産業……電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）、公務（他に分類されるものを除く）

（以下2.2についても同様である。）

2.2 従業者数、第2次産業従業者数及び第3次産業従業者数

調査日現在、当該事業所に所属して働いている全ての人をいう。したがって、他の会社などの別経営の事業所へ派遣している人も含まれる。一方、当該事業所で働いている人であっても、他の会社などの別経営の事業所から派遣されているなど、当該事業所から賃金・給与（現物給与を含む。）を支給されていない人は従業者に含めない。

なお、個人経営の事業所の家族従業者は、賃金・給与を支給されていても従業者とした。

従業者の種類の区分は、次のとおりである。

従業者	個人業主	
	無給の家族従業者	
	有給役員	
	常用雇用者	正社員・正職員 正社員・正職員以外
	臨時雇用者	
	派遣従業者	
		（別経営の事業所への派遣従業者）
個人業主……個人経営の事業所で、実際にその事業所を経営している人をいう。		
無給の家族従業者……個人業主の家族で、賃金・給与を受けずに、事業所の仕事を手伝っている人をいう。		
なお、家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は、常用雇用者又は臨時雇用者に含める。		
有給役員……法人、団体の役員（常勤、非常勤は問わない。）で、給与を受けている人をいう。重役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、常用雇用者に含める。		
常用雇用者……事業所に常時雇用されている人をいう。		
すなわち、期間を定めずに雇用されている人若しくは1か月を超える期間を定めて雇用されている人又は調査期日前2か月にそれぞれ18日以上雇用されている人をいう。		
正社員・正職員……常用雇用者のうち、一般に正社員、正職員などと呼ばれている人をいう。		
正社員・正職員以外……常用雇用者のうち、一般に正社員、正職員などと呼ばれている人以外で、嘱託、パートタイマー、アルバイト又はそれに近い名称で呼ばれている人をいう。		
臨時雇用者……1か月以内の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用される人をいう。		
派遣従業者（別経営の事業所への派遣従業者）		
……いわゆる労働者派遣法にいう派遣労働者のほかに、在籍出向など当該事業所に籍がありながら、他の会社など別経営の事業所で働いている人をいう。		
なお、通常、就業者数（Fの1.1（304ページ）を参照。）は常住地によって計上されているのに対し、この従業者数は事業		

所の所在地によって計上されている。

3 農作物の栽培

耕地面積

資料源 農林水産省大臣官房統計部「耕地及び作付面積統計」

調査概要 農業の生産基盤となる耕地と土地利用の実態を調査している。

平成24年は、東日本大震災の影響のため、一部の地域については、調査の手法や算出の仕方が他の地域とは異なる。

調査時点又は期間 7月15日

3.1 耕地面積

農作物の栽培を目的とする土地で、田と畠（普通畠、樹園地及び牧草地）の合計をいう。耕地の一部にあって、主として耕地の維持に必要なけい畔も含まれている。

4 製造業、商業の生産額等

製造品出荷額等

製造業従業者数

商業年間商品販売額

商業事業所数

商業従業者数

資料源 総務省統計局及び経済産業省大臣官房調査統計

グループ「経済センサス-活動調査」、同グループ「工業統計調査」、「商業統計調査」

調査概要 「経済センサス-活動調査」は、総務省統計局と経済産業省大臣官房調査統計グループが中心となって、全ての民営事業所を対象として平成24年2月1日に実施した調査である。実施に当たっては、大規模調査を統合したほか、「平成21年商業統計調査」、「平成23年工業統計調査」の調査事項についても、この調査の中で把握した。

また、平成24年調査については、東日本大震災の影響のため、一部の地域の数値を除いている。

なお、本書では年度を基準にデータの掲載を行っているため、センサス実施年のデータを前年度データとして掲載している。

「工業統計調査」は、毎年12月31日現在の工業の実

態を明らかにすることを目的にしており、その範囲は日本標準産業分類（平成19年11月改定）の「大分類E製造業」に属する事業所を対象としている。

また、国及び公共企業体に属する事業所は除かれている。

なお、平成23年については、「経済センサス-活動調査」の中の製造業に関する調査事項にて把握したことから、従業者数については、平成24年2月1日現在の数値である。

「商業統計調査」は、商業の実態を明らかにすることを目的にしており、その範囲は日本標準産業分類（平成14年3月改定）の「大分類J卸売・小売業」の事業所を対象としている。

調査時点又は期間 「経済センサス-活動調査」の製造品出荷額等は1月1日～12月31日、製造業従業者数は2月1日、「商業統計調査」の年間商品販売額は4月1日～3月31日、商業事業所数及び商業従業者数は6月1日

4.1 製造品出荷額等

1年間における製造品出荷額、加工賃収入額、くず及び廃物の出荷額及びその他の収入額の合計であり、消費税及び内国消費税額を含んだ額である。

本書では、従業者4人以上の事業所の数値を掲載している。

4.2 製造業従業者数

調査日現在における製造業事業所の常用労働者数、個人事業主及び無給家族従業者数の合計である。常用労働者とは、次のいずれかの者をいう。

- (1) 期間を決めず、又は1か月を超える期間を決めて雇われている者
- (2) 日々又は1か月以内の期限を限って雇われていた者うち、調査期日前2か月間にそれぞれ18日以上雇われた者
- (3) 取締役、理事などの役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者
- (4) 事業主の家族でその事業所に働いている者のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者
- (5) 人材派遣会社からの派遣従業者、親企業からの出向従業者などのうち、(1)、(2)に該当する者

本書では、従業者4人以上の事業所の数値を掲載している。

4.3 商業年間商品販売額

商業統計調査では、1年間の商業事業所における有体商品の販売額をいい、消費税額を含む。

4.4 商業事業所数

一定の場所（一区画）を占めて「有体的商品を購入して販売する事業所」であって、一般的に卸売業、小売業といわれる事業所をいう。

4.5 商業従業者数

主として商業事業所の業務に従事している者をいい、個人事業主と無給家族従業者、法人又は団体の有給役員及び常用雇用者をいう。常用雇用者とは、正社員・正職員、パート・アルバイトと呼ばれている者で、期間を定めずに雇用されているもの、1か月を超える期間を決めて雇用されているもの又は調査期日前2か月間にそれぞれ18日以上雇用されているもののいずれかに該当する者をいう。

D 行政基盤

本書では、地方財政と行政投資を取り上げている。地方財政の予算、執行、決算などいわゆる予算制度は基本的には国の例に倣っているが、会計区分及び地方公共団体の範囲については若干の注意を要するので、これらに関する一般的な注意事項及び本書での取扱いを示すと次のとおりである。

＜普通会計について＞

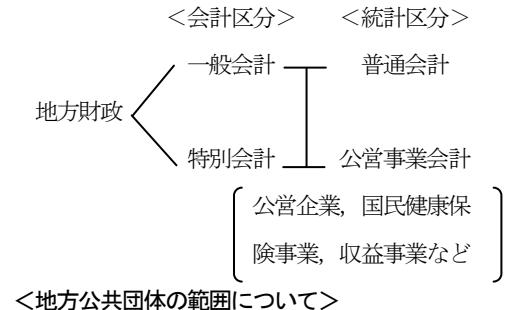
地方公共団体の会計は、一般会計と特別会計に区分される。特別会計は、国の法令で設置が義務付けられているもののほか、各団体が条例で設置する場合があり、同一の基準で区分されていない。

そこで、統計上では、普通会計と公営事業会計という区分により統一が図られている。

普通会計とは、公営事業会計以外の会計を総合して一つの会計としてまとめたものをいう。したがって、普通会計の中で公営事業会計に係る全部又は一部の収支を経理している場合においては、これに係る一切の収支は普通会計から分別して、公営事業会計中の該当会計において経理されたものとして取り扱うものである。

通常、単に地方財政といえば普通会計を指し、地方公共団体の一般行政活動の収支を示す。

普通会計は、一般会計とこれに属する幾つかの特別会計があるが、本書では、会計間の重複を控除した純計額を掲載している。



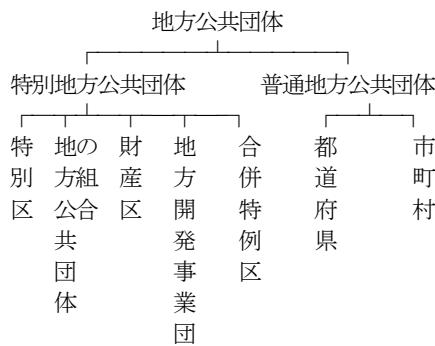
＜地方公共団体の範囲について＞

本書では、普通地方公共団体の全部（都道府県及び市町村）と特別地方公共団体の一部（特別区及び一部事務組合）を地方公共団体の範囲として扱っており、これらの普通会計におけるデータを収集対象としている。

なお、集計単位は、①都道府県別財政、②市町村別財政、③

市町村別財政の合計（市町村及び一部事務組合の合計）及び④都道府県別財政と市町村別財政の合計の総計であり、③と④について、地方公共団体相互間の重複額を控除していない単純合計額を計上している。

なお、ここでは特別区を「市」に含めている。



一部事務組合……普通地方公共団体（都道府県及び市町村）及び特別区がその事務の一部を対象として、その能率化及び広域行政の共同処理のために設ける特別地方公共団体であり、特に環境衛生、消防、厚生福祉、学校教育などの各種施設の設置及び管理について広く活用されている。

1 財政力

財政力指数（市町村財政）

実質収支比率（市町村財政）

実質公債費比率（市町村財政）

資料源 総務省自治財政局「地方財政統計年報」、「市町村別決算状況調」

調査概要 「地方財政統計年報」及び「市町村別決算状況調」は、市町村の財政を分析、検討する際の「現実的で具体性のある尺度」を提供することを目的として、地方財政状況調査で照会した市町村決算状況のうち、普通会計に係る主要な決算数値（歳入内訳、目的別歳出内訳、性質別歳出内訳、地方債現在高等）を市町村別に収録したものである。

調査時点又は期間 4月1日～3月31日

1.1 財政力指数（市町村財政）

基準財政収入額を基準財政需要額で除して算出されたもので、地方公共団体の財政力の強さを表す指標である。

指数算出に当たっては、各年の特殊事情による影響を小さくするため、次式のように前々年度、前年度及び当該年度に係る

数値の単純平均値を用いるのが一般的である。

$$\text{財政力指数} = \frac{1}{3} \times \left[\frac{\text{前々年度基準財政収入額}}{\text{前々年度基準財政需要額}} + \frac{\text{前年度基準財政収入額}}{\text{前年度基準財政需要額}} + \frac{\text{当該年度基準財政収入額}}{\text{当該年度基準財政需要額}} \right]$$

なお、基準財政収入額と基準財政需要額は、次のようにして算定された額である。

基準財政収入額は、各地方公共団体の財政収入額を合理的に測定するために算定されるもので、都道府県にあっては、法定普通税、目的税の一部等の標準税率による収入見込額の75%、市町村にあっては、同75%に相当する額に地方譲与税、交通安全対策特別交付金等の収入見込額を加えた額である。

基準財政需要額は、各地方公共団体が合理的かつ妥当な水準の行政を行い、又は標準的な施設を維持するために必要な財政需要であり、各行政項目ごとに所定算式によって算定したものの合算額である。

1.2 実質収支比率（市町村財政）

次式によって算出されたもので、地方公共団体の財政運営の状態を表す指標の一つである。

実質収支比率（%）＝

$$\frac{\text{実質収支額}}{(\text{標準税率收入額等} + \text{普通交付税額} + \text{臨時預貯政策債発行可能額})} \times 100$$

実質収支額は、形式収支額（当該年度の歳入決算額から当該年度の歳出決算額を控除したもの）から、翌年度に繰り越された事業費に充当すべき財源を引いたものである。また、標準税率收入額等は、次式により算出された額である。

標準税率收入額等＝

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{基準財政収入額} - \left(\begin{array}{l} \text{市町村民税所得割における} \\ \text{税源移譲相当額} 25\% \\ \text{特別とん課与税} \\ \text{自動車重量課与税} \\ \text{航空機燃料課与税} \\ \text{地方揮発油課与税} \\ \text{石油ガス課与税} \\ \text{交通安全対策特別交付金} \\ \text{児童手当及び子ども手当} \\ \text{特例交付金} \end{array} \right) \times \frac{100}{75} \\ + \left(\begin{array}{l} \text{特別とん課与税} \\ \text{自動車重量課与税} \\ \text{航空機燃料課与税} \\ \text{地方揮発油課与税} \\ \text{石油ガス課与税} \\ \text{交通安全対策特別交付金} \\ \text{児童手当及び子ども手当} \\ \text{特例交付金} \end{array} \right) \end{array} \right\}$$

1.3 実質公債費比率（市町村財政）

実質公債費比率とは、地方公共団体における公債費及び公債費に準じるものによる財政負担の度合いを判断する指標で、起債に協議をする団体と許可を要する団体の判定に用いられる過去3年間の平均値（地方財政法第5条の4第1項第2号）であり、次式によって算出される。

実質公債費比率（%）＝

（3か年平均）

$$\frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金} \text{に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金} \text{に係る基準財政需要額算入額})}$$

2 市町村財政

歳入決算総額（市町村財政）

歳出決算総額（市町村財政）

地方税（市町村財政）

資料源 総務省自治財政局「地方財政統計年報」、「市町村別決算状況調」

調査概要 Dの1（301ページ）を参照。

調査時点又は期間 4月1日～3月31日

2.1 歳入決算総額（市町村財政）

地方公共団体の歳入は、地方自治法施行規則第15条の歳入予算の区分（款）により、次の26種類に分けられる。

- ①地方税、②地方譲与税、③利子割交付金、④配当割交付金、
- ⑤株式等譲渡所得割交付金、⑥地方消費税交付金、⑦ゴルフ場利用税交付金、⑧特別地方消費税交付金、⑨自動車取得税交付金、⑩軽油引取税交付金、⑪地方特例交付金、⑫地方交付税、⑬交通安全対策特別交付金、⑭分担金及び負担金、⑮使用料、⑯手数料、⑰国庫支出金、⑱国有提供施設等所在市町村助成交付金、⑲都道府県支出金、⑳財産収入、㉑寄付金、㉒繰入金、㉓繰越金、㉔諸収入、㉕地方債、㉖特別区財政調整交付金

この歳入は、財源の使途により、使途が自由な「一般財源」と使途が特定される「特定財源」とに分けられる。

2.2 歳出決算総額（市町村財政）

地方公共団体の歳出は、経費を何に使うか、つまり事業の目的によって分類した「目的別分類」と、経費の性質によって分類した「性質別分類」の二つに大きく区分できる。

2.3 地方税（市町村財政）

当該地域に居住する住民が拠出する租税をいう。地方公共団

体の経費を分任させるという点で、また、歳入の中で大きな比重を占めていることとともに、その団体の意思で自由に使えるという点においても地方公共団体の歳入の主たる位置を占めている。

地方税の種類は、一つは課税主体からみて道府県税と市町村税とに、二つは使途目的からみて普通税と目的税とに、それぞれ分けられる。

なお、市町村に関する規定は特別区に準用される。

地方税を課するに当たっては、何を課税の対象（課税客体）とし、誰が納めるか、課税客体の数量や価格は何によるか又はどのような方法で課税するかなどの基本的事項は地方税法により定められている。

なお、地方税には、調定額と収入額があるが、本書では、収入額を掲載している。

E 教 育

1 教育施設数

幼稚園数
小学校数
中学校数
高等学校数

資料源 文部科学省生涯学習政策局「学校基本調査報告書」

調査概要 毎年5月1日現在の次に掲げる全ての学校について実施される調査である。

学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学（短期大学を含む。）、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園、同法第124条に規定する専修学校並びに同法第134条に規定する各種学校。

なお、本書に掲載しているデータについては、文部科学省生涯学習政策局調査企画課よりデータ提供を受け、総務省統計局統計情報システム課統計情報企画室で集計したものである。

調査時点又は期間 5月1日

1.1 幼稚園数、小学校数、中学校数及び高等学校数

国立、公立、私立の全てを含むそれぞれの学校数で、分校も1校として数えている。

小学校と中学校が併設されている場合は、それぞれ1校として数えている。

高等学校で、全日制と定時制の課程を併置している学校は1校として数えている。通信制のみの高等学校は含まれていない。

なお、二つ以上の市区町村で設立している一部事務組合（D（301ページ）を参照。）の幼稚園及び学校の場合は、幼稚園及び学校の所在地が属する市区町村の学校としている。

2 教員数

小学校教員数
中学校教員数

資料源 文部科学省生涯学習政策局「学校基本調査報告書」

書

調査概要 Eの1（303ページ）を参照。

調査時点又は期間 5月1日

2.1 小学校教員数及び中学校教員数

本務の教員数であり、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師の合計である。

本務と兼務の区別は、原則として辞令面によっている。本務者には休職者、産休者、育児休業者、産休代替者及び育児休業代替者も含まれている。

3 児童・生徒数

幼稚園在園者数
小学校児童数
中学校生徒数
高等学校生徒数

資料源 文部科学省生涯学習政策局「学校基本調査報告書」

調査概要 Eの1（303ページ）を参照。

調査時点又は期間 5月1日

3.1 幼稚園在園者数

3歳未満の者を含まない在園者数。

なお、年齢は4月1日現在の満年齢である。

3.2 小学校児童数、中学校生徒数及び高等学校生徒数

それぞれの学校に在籍する児童・生徒の総数である。したがって、休学中の者、観護措置に付されている者、少年院又は児童自立支援施設以外の保護機関に送られている者及び特別支援学級の児童・生徒は含まれている。また、特別支援学級が当該学校の敷地内になく、病院や療養所などに設置されている場合でも、その児童・生徒は含まれている。

なお、少年院又は児童自立支援施設に収容されている者及び1年以上居所不明の者は在籍者には含まれていない。

高等学校については、全日制と定時制の合計であり、専攻科、別科の生徒も含まれている。ただし、通信制課程の生徒は含まれていない。

F 労 働

1 労働力状態

労働力人口
就業者数
完全失業者数

資料源 総務省統計局「国勢調査報告」

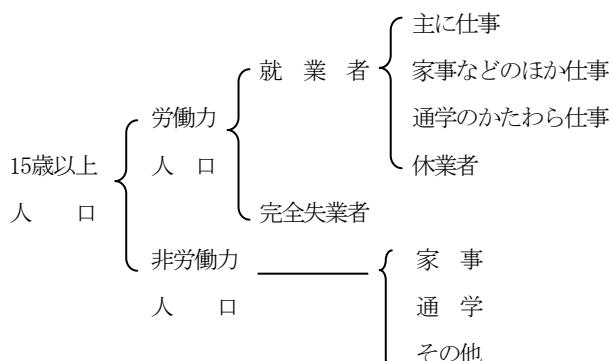
調査概要 Aの1 (294ページ) を参照。

調査時点又は期間 10月1日

1.1 労働力人口

就業者と完全失業者を合わせたものである。

調査年の9月24日から30日までの1週間（以下「調査週間」という。）に、「仕事をしたかどうかの別」により、労働力状態を次のように区分している。



就業者数

調査週間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入などの収入（現物収入を含む。）になる仕事を少しでもした人のほか、休業者も含む。

なお、休業者とは、勤め人や事業を営んでいる人が病気や休暇などで仕事を休み始めてから30日未満の場合、又は、勤め人が30日以上休んでいても賃金や給料をもらったか、もううことになっている人をいう。

完全失業者数

調査週間中、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ、公共職業安定所に申し込むなどして積極的に仕事を探していた人をいう。

2 就業状態

第1次産業就業者数
第2次産業就業者数
第3次産業就業者数
雇用者数
役員数
雇人のある業主数
雇人のない業主数
家族従業者数
自市区町村で従業している就業者数
他市区町村への通勤者数
従業地による就業者数
他市区町村からの通勤者数

資料源 総務省統計局「国勢調査報告」

調査概要 Aの1 (294ページ) を参照。

調査時点又は期間 10月1日

2.1 第1次産業就業者数、第2次産業就業者数及び第3次産業就業者数

国勢調査の産業大分類を3部門に区分したときの就業者である。

なお、産業大分類の3部門についてはCの2.1 (298ページ) を参照。

2.2 雇用者数

会社員・工員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・日々雇用されている人・パートタイムやアルバイトなど、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人で、役員でない人をいう。

2.3 役員数

会社の社長・取締役・監査役、団体・公益法人や独立行政法人の理事・監事などの役員をいう。

2.4 雇人のある業主数

個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士などで、雇人がいる人をいう。

2.5 雇人のない業主数

個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士・著述家・家政婦などで、個人又は家族とだけで事業を営んでいる人をいう。

2.6 家族従業者数

農家や個人商店などで、農仕事や店の仕事などを手伝っている家族をいう。

2.7 自市区町村で従業している就業者数

従業先が常住している市区町村と同一の市区町村にある就業者で、ここには従業している場所が自宅の者も含む。

2.8 他市区町村への通勤者数

当該市区町村に常住する者のうち、県内外を問わず他の市区町村で従業する者である。

2.9 従業地による就業者数

従業地別の就業者をいう。

2.10 他市区町村からの通勤者数

当該市区町村で従業する者のうち、県内外を問わず他の市区町村に常住する者である。

G 文化・スポーツ

1 社会教育施設数

公民館数

図書館数

資料源 文部科学省生涯学習政策局「社会教育調査報告書」

調査概要 社会教育に関する基本的事項を明らかにするため、都道府県・市町村教育委員会及び各社会教育施設を対象として3年ごとに実施される全数調査である。

調査時点又は期間 10月1日

1.1 公民館数

社会教育法の規定に基づいて設置された「公民館」であり、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、地域住民の生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とした地域社会における社会教育の中心施設である。

公民館は、本館と分館に分けられ、分館とは、社会教育法第21条第3項の規定により設置されたもので、市町村教育委員会が維持・管理・運営に当たっているもの（地方自治法第244条の2第3項に基づき管理者を指定しているものを含む。）をいう。

本書では、分館も1館として計上している。

1.2 図書館数

図書館法の規定に基づいて設置された「図書館」であり、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的として、地方公共団体、日本赤十字社、一般社団法人又は一般財団法人が設置したいわゆる「公共図書館」のほか、特定の対象又は特定の資料を中心に運営されるものとして、学校図書館、大学図書館、企業内図書館などがある。

本書では、このうち「公共図書館」を対象としており、国立図書館は含めていない。また、分館もそれぞれ1館として計上している。

なお、「分館」のうち、地方公共団体の設置する図書館については、条例又は教育委員会規則により、本館に所属して設置されたもので、特定の施設設備がその用に供せられ、特定の職

員が配置されて図書館奉仕が行われているものをいう。また、法人の設置する図書館については、これに相当するものをいう。

H 居 住

1 住宅数

居住世帯あり住宅数

持ち家数

借家数

資料源 総務省統計局「住宅・土地統計調査報告」

調査概要 我が国における住宅及び住宅以外で人が居住する建物に関する実態並びに現居住以外の住宅及び土地の保有状況その他住宅等に居住している世帯に関する実態を調査し、その現状と推移を全国及び地域別に明らかにすることにより、住生活関係諸施策の基礎資料を得ることを目的として5年ごとに実施されている。

調査時点又は期間 10月1日

<住 宅>

住宅とは、普通の一戸建住宅や、アパートのように完全に区画された建物の一部で、一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができるよう建築又は改造されたものをいう。

ここで、「完全に区画された」とは、コンクリート壁や板壁などの固定的な仕切りで同じ建物の他の部分と完全に遮断されている状態をいう。

また、「一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる」とは、次の設備要件を満たしていることをいう。ただし、(2), (3)については、共用であっても、他の世帯の居住部分を通らずに、いつでも使用できる状態のものを含む。

- (1) 一つ以上の居住室
- (2) 専用の炊事用流し（台所）
- (3) 専用のトイレ
- (4) 専用の出入口（屋外に面している出入口又は居住者やその世帯への訪問者がいつでも通れる共用の廊下などに面している出入口）

したがって、上記の要件を満たしていれば、ふだん人が居住していないくとも、ここでいう「住宅」となる。

ただし、次に掲げる施設は含まれない。

- (1) 外国の大使館・公使館、領事館その他外国政府の公的機関や国際機関が管理している施設及び外交官・領事官やその随員（家族を含む。）が居住している住宅

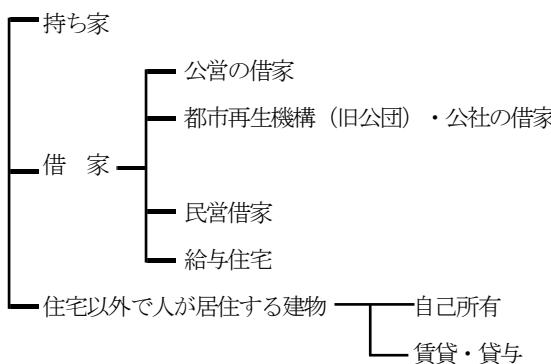
- (2) 皇室用財産である施設
- (3) 拘置所、刑務所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院及び入国者収容所
- (4) 自衛隊の営舎及びその他の施設
- (5) 在日米軍用施設

1.1 居住世帯あり住宅数

ふだん人が居住している住宅で、調査日現在当該住居に既に3か月以上にわたって住んでいるか、あるいは調査日の前後を通じて3か月以上にわたって住むことになっている場合をいう。

<住宅の所有関係>

人が居住する住宅及び住宅以外で人が居住する建物について、所有の関係を次のとおり区分している。



持ち家数

そこに居住している世帯が全部又は一部を所有している住宅

最近建築、購入又は相続した住宅で、登記がまだ済んでいない場合や、ローンなどの支払が完了していない場合も含まれる。また、親の名義の住宅に住んでいる場合も含まれる。

借家数

そこに居住している世帯以外の者が所有又は管理している住宅

2 住宅の質

1 住宅当たり延べ面積

資料源 総務省統計局「住宅・土地統計調査報告」

調査概要 Hの1 (306ページ) を参照。

調査時点又は期間 10月1日

2.1 1住宅当たり延べ面積

各住宅の床面積の合計をいう。これには、居住室の面積のほか、その住宅に含まれる玄関、台所、トイレ、浴室、廊下、農家の土間、押し入れなどや店、事務室など営業用に使用している部分の面積も含めている。

また、同居世帯がある場合は、同居世帯の使用している部分の床面積も含まれる。しかし、別棟の物置・車庫の面積や商品倉庫・作業場など営業用の附属建物の面積は含めてない。アパートやマンションなど共同住宅の場合は、共同で使用している廊下、階段などの面積を除いたそれぞれの住宅の専用部分の床面積としている。

3 し尿・ごみ処理

- 非水洗化人口
- ごみ計画収集人口
- ごみ総排出量
- ごみのリサイクル率

資料源 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部「一般廃棄物処理実態調査」

調査概要 一般廃棄物行政の推進に関する基礎資料を得ることを目的としている。

なお、平成22年度は、東日本大震災の影響のため、宮城県の一部の地域の数値を除いている場合がある。

調査時点又は期間 非水洗化人口、ごみ計画収集人口は10月1日、ごみ総排出量、ごみのリサイクル率は4月1日から3月31日まで。

3.1 非水洗化人口

市町村等がその計画収集区域内において、し尿の収集を行っている人口（計画収集人口）と自家処理を行っている人口（自家処理人口）をいう。

3.2 ごみ計画収集人口

市町村等がその計画収集区域内において、ごみの収集を行っている人口をいう。

3.3 ごみ総排出量

$$\text{ごみ総排出量} = \text{計画収集量} + \text{直接搬入量} + \text{集団回収量}$$

計画収集量……計画収集人口の生活系のごみや許可業者の収集が含まれている。

直接搬入量……事業系のごみなど各自治体を通さずごみ処理場に搬入されたもの

集団回収量……市町村による用具の貸出し、補助金の交付等で市町村の登録された住民団体によって回収された量である。

3.4 ごみのリサイクル率

総収集量のうち資源の占める割合であり、次式によって算出される。

$$\text{リサイクル率} (\%) = \frac{(\text{直接資源化量} + \text{中間処理後再生利用量} + \text{集団回収量})}{(\text{ごみの処理量} + \text{集団回収量})} \times 100$$

4 小売店、飲食店数

- 小売店数
- 飲食店数
- 大型小売店数
- 百貨店、総合スーパー数

資料源 総務省統計局「経済センサス-基礎調査」

調査概要 Cの2 (297ページ) を参照。

調査時点又は期間 7月1日

4.1 小売店数

平成19年11月改定の日本標準産業分類の「大分類I 卸売業、小売業」のうち、「各種商品小売業」～「無店舗小売業」に該当する民営の事業所である。ただし、管理、補助的経済活動を行う事業所は含まない。

4.2 飲食店数

平成19年11月改定の日本標準産業分類による「大分類M宿泊業、飲食サービス業」のうち「飲食店」に該当する民営事業所である。ただし、管理、補助的経済活動を行う事業所は含まない。

4.3 大型小売店数

民営の小売業事業所のうち、50人以上の従業者を有する事業所をいう。したがって、百貨店などのほか、スーパーマーケットなども50人以上の従業者がいればここに含まれる。ただし、管理、補助的経済活動を行う事業所は含まない。

4.4 百貨店、総合スーパー数

衣・食・住にわたる各種の商品を小売する民営の事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所をいい、ここでは、このうち従業者が常時50人以上の事業所としている。

5 道路

- 道路実延長
- 道路実延長（主要道路）
- 道路実延長（市町村道）
- 舗装道路実延長（主要道路）

資料源 国土交通省道路局「道路施設現況調査」

調査概要 道路法の適用される高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道について調査したものである。

平成23年については、東日本大震災の影響のため、岩手県及び宮城県の市町村道の一部が22年の数値を23年の数値として掲載している。

なお、本書に掲載しているデータについては、国土交通省道路局企画課よりデータ提供を受け、総務省統計局統計情報システム課統計情報企画室で集計したものである。

調査時点又は期間 4月1日

5.1 道路実延長

道路とは、道路法にいう一般交通の用に供する道で、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道をいう。

道路実延長とは、高速自動車国道を除く道路の総延長から重用延長、未供用延長及び渡船延長を除いた延長をいう。

「総延長」は、道路法の規定に基づき指定又は認定された路線の全延長であり、「重用延長」は上級の路線に重複している区間の延長である。また「未供用延長」は、路線の認定の告示がなされているが、まだ供用開始の告示がなされていない区間の延長であり、「渡船延長」は、海上、河川、湖沼部分で渡船施設があり、道路法の規定に基づき供用開始されている区間の延長である。

なお、トンネル、橋りょう、道路用エレベーター等道路と一体となっている施設は含まれるが、農道、林道はここでは道路に含まれていない。

5.2 道路実延長（主要道路）

本書では、一般国道、主要地方道（主要市道を含む。）及び一般都道府県道を主要道路とし、これらの実延長の合計をもつて主要道路実延長としている。

5.3 道路実延長（市町村道）

市町村の区域内に存する道路の実延長で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

5.4 舗装道路実延長（主要道路）

舗装道路とは、人や車両が円滑でかつ安全な交通を図るとともに、沿道環境の保全に資するため、道路面をれんが、石片、アスファルト、セメントなどで固めたものをいう。本書では、セメント系・アスファルト系舗装道及び簡易舗装道の合計をもって舗装道路実延長としている。

6 通信

郵便局数

資料源 郵便局株式会社ホームページ

調査概要 郵便事業に係るデータをまとめたものである。

調査時点又は期間 3月31日

6.1 郵便局数

直営の郵便局（分室も含む。）及び簡易郵便局の合計数である。ある季節中に限って開設される定期開設局及び何らかの事情により閉鎖されている閉鎖局も含まれている。

7 都市公園

都市公園数

資料源 国土交通省都市局「都市公園整備水準調書」

調査概要 都市緑化関係法令に基づき都市公園の開設面積、公園施設数、管理体制等の状況について取りまとめたものである。

なお、平成23年度については、東日本大震災の影響のため、岩手県、宮城県及び福島県は、21年度の数値を23年度の数値として掲載している場合がある。

調査時点又は期間 3月31日

7.1 都市公園数

国及び地方公共団体が設置する都市計画施設である公園及び緑地又は地方公共団体が都市計画区域内に設置する公園及び緑地である。

都市公園は、次のように区分されている。

街区公園	近隣公園	地区公園	総合公園
運動公園	広域公園	レクリエーション都市	
風致公園	動植物公園	歴史公園	墓園
国営公園	緩衝緑地	都市緑地	都市林
広場公園	緑道		

I 健康・医療

1 医療施設数

一般病院数

一般診療所数

歯科診療所数

資料源 厚生労働省大臣官房統計情報部「医療施設調査」

調査概要 病院・診療所の分布及び整備の実態を明らかにし、医療施設の診療機能を把握すること目的としている。

各都道府県知事から施設の開設・廃止等の報告を徵集する「医療施設動態調査」と、全施設の詳細な実態を把握すること目的とし3年ごとに実施する「医療施設静態調査」がある。

平成23年については、東日本大震災の影響のため、宮城県及び福島県については、一部変更して調査を実施した。したがって、一部の地域の数値を除いている場合や、集計方法が異なる場合がある。

なお、本書の施設数では、休止又は1年以上休診中のものを除いている。

調査時点又は期間 10月1日

1.1 一般病院数

病院とは、医師又は歯科医師が、医業又は歯科医業を行う場所であって、20人以上の患者を入院させるための施設を有するものであり、次のように分類される。

一般病院……………下記以外の病院

精神科病院……………精神病床のみを有する病院

結核療養所……………結核病床のみを有する病院

1.2 一般診療所数、歯科診療所数

医師又は歯科医師が管理し、主として医業又は歯科医業を行う場所であって、かつ、患者を入院させるための施設を有しないもの又は19人以下の患者を入院させる施設を有するものをいう。

なお、医師又は歯科医師が往診のみを行う診療所も含まれている。

2 医療施設従事者数

- 医師数
- 歯科医師数
- 薬剤師数

資料源 厚生労働省大臣官房統計情報部「医師・歯科医師・薬剤師調査」

調査概要 每年末現在、医師、歯科医師及び薬剤師から住所地の都道府県知事に届けられる報告を取りまとめたものであったが、昭和57年に医師法、歯科医師法及び薬剤師法がそれぞれ改正され、届出は隔年に改められた。

調査時点又は期間 12月31日

2.1 医師数、歯科医師数

医師法に規定する医師国家試験又は歯科医師法に規定する歯科医師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けた者をいう。

なお、この数は従業地別の数値である。

2.2 薬剤師数

薬剤師法に基づく薬剤師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けた者をいう。

なお、この数は従業地別の数値である。

J 福祉・社会保障

1 社会福祉施設数

- 介護老人福祉施設数
- 身体障害者更生援護施設数
- 保育所数

資料源 身体障害者更生援護施設数及び保育所数は、厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉施設等調査報告」、介護老人福祉施設数は、同部「介護サービス施設・事業所調査」

調査概要 「社会福祉施設等調査」は、社会福祉行政の基礎資料を得るために、全ての社会福祉施設を対象とした調査であり、全国の社会福祉施設の数、従業者及び在所（籍）者の状況など、社会福祉施設の基本的事項を把握するものである。

昭和60年調査からは3年ごとに詳細な調査を実施し、中間の2年間は基礎的事項のみを調査している。

平成21年から調査方法等が変更になっているため、20年以前と単純に比較できない。なお、21年以降の各年についても、調査手法等の変更による回収率変動の影響を受けているため、各年比較の際は注意を要する。

また、平成23年については、東日本大震災の影響のため、宮城県及び福島県の一部の地域は調査の対象となっていない。

「介護サービス施設・事業所調査」は、平成12年4月から介護保険制度が施行されたことを踏まえ、全国の介護サービスの提供体制、提供内容を把握することにより、介護サービスの提供面に着目した基盤整備に関する基礎資料を得ることを目的としている。

調査の対象は、介護保険制度における介護保険施設、居宅サービス事業所、居宅介護支援事業所、介護予防居宅サービス事業所、介護予防支援事業所、地域密着型サービス事業所及び地域密着型介護予防サービス事業所である。

特別養護老人ホームについては、社会福祉施設等調査で把握していたが、平成12年から本調査で把握することとなつた。

なお、平成21年から調査方法の変更等による回収率変動の影響を受けていたため、20年以前と単純に比較できない。

また、平成23年については、東日本大震災の影響のため、宮城県及び福島県の一部の地域は調査対象となっていない。

調査時点又は期間 10月1日

1.1 介護老人福祉施設

老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム（入所定員が30人以上であるものに限る。）で、かつ、介護保険法による都道府県知事の指定を受けた施設であって、当該特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行うことを目的とする施設をいう。

1.2 身体障害者更生援護施設数

旧身体障害者福祉法による更生援護施設で、身体障害者のうち特別な医学的治療、生活訓練、職業訓練を必要とする者や、居宅のままでは自立の困難な重度身体障害者を入所又は通所させて、必要な援護措置を行うことを目的としている。

短期間に社会復帰できる者を対象に、機能回復、職業訓練を目的とした肢体不自由者更生施設等、就職困難な身障者のための身体障害者福祉工場、入所させて治療養護を行う身体障害者療護施設などがある。

1.3 保育所数

保育所とは、日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする児童福祉施設である。運営の実態としては、幼稚園に代わるものとして入所希望者を受け入れる場合があり、数値の県別比較に当たっては、そのことを念頭におく必要がある。

保育所数は、都道府県知事の許可を受けた保育所の総数であり、企業等がその従業者のために開設した託児所、数人の親が共同で人を雇って託児する場合などは、ここでいう保育所には含まれていない。

2 社会福祉施設在所者数

保育所入所待機児童数

保育所在所児数

資料源 厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉施設

等調査報告」、同省雇用均等・児童家庭局「保育所入所待機児童数調査」

調査概要 「社会福祉施設等調査」は、Jの1(310ページ)を参照。

「保育所入所待機児童数調査」は、保育所入所待機児童を解消するため、保育サービスを受けられる体制を構築するための調査である。

調査時点又は期間 「社会福祉施設等調査」は10月1日、「保育所入所待機児童数調査」は4月1日

2.1 保育所入所待機児童数

調査時点において、入所申込みが提出されており、入所要件に該当しているが、入所していない者をいう。

2.2 保育所在所児数

保育所に在所（籍）している者をいう。

3 国民健康保険

国民健康保険被保険者数

資料源 厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」

調査概要 国民健康保険の事業状況を収録することを主な目的とし、「国民健康保険事業状況報告書（事業年報）」及び「国民健康保険退職者医療事業状況報告書（退職者医療事業年報）」に基づいて編集したものである。

調査時点又は期間 3月31日

3.1 国民健康保険被保険者数

国民健康保険は、原則として被用者保険等の適用者以外の国民全般を被保険者とし、その疾病、負傷、出産又は死亡について必要な保険給付を行うことを目的とする制度である。

保険者は、市町村（特別区を含む。）と市町村が行う国民健康保険事業の運営に支障を及ぼさないと認められるときにつて都道府県知事の認可を受けて設立する国民健康保険組合である。

他の医療保険加入者や生活保護受給世帯を除く全ての人が被保険者となる。ここでは、保険者が市町村であるものについて取り上げている。

K 安 全

1 火災

建物火災出火件数

資料源 総務省消防庁「火災年報」

調査概要 消防組織法第40条に基づく火災報告取扱要領により、市町村が作成し、都道府県知事を通じて報告された火災について集計したものである。

調査時点又は期間 1月1日～12月31日

1.1 建物火災出火件数

建物又はその収容物が焼損した火災件数であり、出火者が自分で消火した場合も、事後聞知として計上されている。

建物とは、土地に定着する工作物のうち屋根及び柱若しくは壁を有するもの、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物に設けた事務所、店舗、興行場、倉庫、その他これらに類する施設をいう。

参考 1 社会・人口統計体系の概要

1 社会・人口統計体系とは

社会・人口統計体系は、幅広い分野にわたる統計データを収集、蓄積、加工、編成することにより、国民生活の実態を様々な側面から記述し、各種行政施策及び地域分析の基礎資料を提供することを目的として、総務省統計局が昭和51年度から整備を開始した統計体系である。

この体系は、都道府県別及び市区町村別に統計データを整備し、地域間比較を可能にした点に特色がある。

2 社会・人口統計体系において収集している基礎データ

社会・人口統計体系では、「A 人口・世帯」、「B 自然環境」、「C 経済基盤」、「D 行政基盤」、「E 教育」、「F 労働」、「G 文化・スポーツ」、「H 居住」、「I 健康・医療」、「J 福祉・社会保障」、「K 安全」、「L 家計」及び「M 生活時間」の13分野にわたり、都道府県別に約2,800項目、市区別に約660項目、町村別に約640項目の基礎データを収集している（平成25年度）。

なお、収集している項目の一覧を <http://www.stat.go.jp/data/ssds/2.htm> において提供している。

3 社会・人口統計体系の整備

社会・人口統計体系は、以下の流れに沿って整備している。

(1) 収集する基礎データの決定

(2) 基礎データの収集

- ・各種統計データ（報告書、電磁的記録媒体）
- ・各種団体業務資料

(3) 基礎データの入力、審査

- (4) 基礎データの加工、編成（指標値算出等）
- (5) 結果提供——報告書、電磁的記録媒体、

インターネット等

4 社会・人口統計体系のデータの提供

社会・人口統計体系により整備したデータは、政府統計の総合窓口（e-Stat）からダウンロードできるほか、電磁的記録媒体（CD-R等）により提供している。詳細については、巻末の「統計でみる市区町村のすがた」の利用案内を参照されたい。

(1) 電磁的記録媒体

・都道府県別基礎データ

CD-R等
全国・都道府県の昭和50年からの時系列データ

・市区町村別基礎データ

CD-R等
プロック別の市区町村の昭和55年からの時系列データ

・「社会生活統計指標－都道府県の指標－」

掲載データ（CD-R等）

・「統計でみる都道府県のすがた」掲載データ

（CD-R等）

・「統計でみる市区町村のすがた」掲載データ

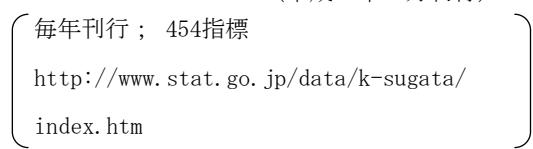
（CD-R等）

(2) 報告書

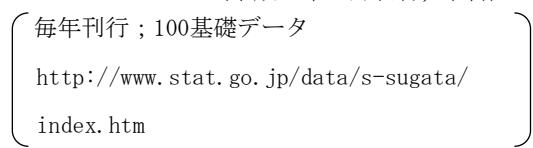
・社会生活統計指標－都道府県の指標－2014 (平成26年2月刊行)

毎年刊行；608指標、571基礎データ
<http://www.stat.go.jp/data/shihyou/index.htm>

- ・ 統計でみる都道府県のすがた 2014
(平成26年2月刊行)

 每年刊行 ; 454指標
[http://www.stat.go.jp/data/k-sugata/
index.htm](http://www.stat.go.jp/data/k-sugata/index.htm)

- ・ 統計でみる市区町村のすがた 2014
(平成26年6月刊行, 本書)

 每年刊行 ; 100基礎データ
[http://www.stat.go.jp/data/s-sugata/
index.htm](http://www.stat.go.jp/data/s-sugata/index.htm)

5 社会・人口統計体系に関する参考文献等

- (1) 社会・人口統計体系のしくみと見方 2001

: 平成13年3月, 総務省統計局

- (2) 社会・人口統計体系 基礎データ項目定義

<http://www.stat.go.jp/data/ssds/9.htm>

参考2

平成19年6月1日から25年3月31日までに廃置分合のあった市区町村一覧

改正年月日	都道府県名	市 区 町 村 名		改正事由
		改正前	改正後	
H19.10.1	41佐賀県	201佐賀市 302川副町 303東与賀町 304久保田町	201佐賀市	編入合併
		46鹿児島県 503上屋久町 504屋久町	505屋久島町	新設合併
H19.12.1	46鹿児島県	323穎娃町 344知覧町 345川辺町	223南九州市	新設合併
H20.1.1	39高知県	201高知市 383春野町	201高知市	編入合併
H20.1.15	23愛知県	207豊川市 601音羽町 604御津町	207豊川市	編入合併
H20.3.21	35山口県	213美祢市 461美東町 462秋芳町	213美祢市	新設合併
H20.4.1	15新潟県	212村上市 582荒川町 583神林村 584朝日村 585山北町	212村上市	新設合併
		22静岡県 209島田市 426川根町	209島田市	編入合併
H20.7.1	07福島県	201福島市 309飯野町	201福島市	編入合併
H20.10.6	43熊本県	201熊本市 342富合町	201熊本市	編入合併
H20.11.1	22静岡県	103静岡市清水区 383由比町	103静岡市清水区	編入合併
		210富士市 381富士川町	210富士市	編入合併
		212焼津市 402大井川町	212焼津市	編入合併
		46鹿児島県 209大口市 421菱刈町	224伊佐市	新設合併
		214藤枝市 401岡部町	214藤枝市	編入合併
H21.1.1	22静岡県	209真岡市 341二宮町	209真岡市	編入合併
H21.3.23	09栃木県	204日南市 321北郷町 322南郷町	204日南市	新設合併
H21.3.30	45宮崎県	407阿智村 406清内路村	407阿智村	編入合併
H21.3.31	20長野県	201岡山市	100岡山市 101北区 102中区 103東区 104南区	政令指定都市へ移行
H21.4.1	33岡山県	201前橋市 303富士見村	201前橋市	編入合併
H21.5.5	10群馬県	202高崎市 363吉井町	202高崎市	編入合併
H21.6.1	10群馬県	205気仙沼市 603本吉町	205気仙沼市	編入合併
H21.9.1	04宮城県	233清須市 345春日町	233清須市	編入合併
H21.10.1	23愛知県			

改正年月日	都道府県名	市 区 町 村 名		改正事由
		改正前	改正後	
H21. 10. 5	0 1 北海道	5 5 8 上湧別町 5 5 9 湧別町	5 5 9 湧別町	新設合併
H22. 1. 1	0 3 岩手県	2 0 2 宮古市 4 8 7 川井村	2 0 2 宮古市	編入合併
	2 0 長野県	2 0 1 長野市 5 8 1 信州新町 5 8 9 中条村	2 0 1 長野市	編入合併
	2 5 滋賀県	2 0 3 長浜市 4 8 2 虎姫町 4 8 3 湖北町 5 0 1 高月町 5 0 2 木之本町 5 0 3 余呉町 5 0 4 西浅井町	2 0 3 長浜市	編入合併
	4 0 福岡県	2 2 2 前原市 4 6 2 二丈町 4 6 3 志摩町	2 3 0 糸島市	新設合併
H22. 1. 4	2 3 愛知県	5 2 1 三好町 5 2 1 みよし町	5 2 1 みよし町 2 3 6 みよし市	名称変更 市制施行
H22. 1. 16	3 5 山口県	2 0 3 山口市 5 0 4 阿東町	2 0 3 山口市	編入合併
H22. 2. 1	2 3 愛知県	2 0 7 豊川市 6 0 3 小坂井町	2 0 7 豊川市	編入合併
H22. 2. 1	4 0 福岡県	2 1 0 八女市 5 4 1 黒木町 5 4 3 立花町 5 4 5 矢部村 5 4 6 星野村	2 1 0 八女市	編入合併
H22. 3. 8	1 9 山梨県	3 6 1 増穂町 3 6 2 鰐沢町	3 6 8 富士川町	新設合併
H22. 3. 21	2 5 滋賀県	2 0 4 近江八幡市 3 8 1 安土町	2 0 4 近江八幡市	新設合併
H22. 3. 22	2 3 愛知県	4 2 1 七宝町 4 2 2 美和町 4 2 3 甚目寺町	2 3 7 あま市	新設合併
H22. 3. 23	1 1 埼玉県	2 1 0 加須市 4 2 1 騎西町 4 2 4 北川辺町 4 2 5 大利根町	2 1 0 加須市	新設合併
		2 3 2 久喜市 4 4 6 菖蒲町 4 6 1 栗橋町 4 6 2 鷺宮町	2 3 2 久喜市	新設合併
	1 2 千葉県	2 3 1 印西市 3 2 5 印旛村 3 2 8 本埜村	2 3 1 印西市	編入合併
	2 2 静岡県	2 0 7 富士宮市 3 6 1 芝川町	2 0 7 富士宮市	編入合併
		2 2 1 湖西市 5 0 3 新居町	2 2 1 湖西市	編入合併
4 3 熊本県	2 0 1 熊本市 3 4 1 城南町 3 8 5 植木町	2 0 1 熊本市	編入合併	
	4 5 宮崎県	2 0 1 宮崎市 3 0 1 清武町	2 0 1 宮崎市	編入合併
		2 0 5 小林市 3 6 2 野尻町	2 0 5 小林市	編入合併
	4 6 鹿児島県	4 4 1 加治木町 4 4 2 姶良町 4 4 3 蒲生町	2 2 5 姶良市	新設合併
H22. 3. 28	1 0 群馬県	4 2 1 中之条町 4 2 7 六合村	4 2 1 中之条町	編入合併

改正年月日	都道府県名	市 区 町 村 名		改正事由
		改正前	改正後	
H22. 3. 29	0 9 栃木県	2 0 3 栃木市 3 6 5 大平町 3 6 6 藤岡町 3 6 8 都賀町	2 0 3 栃木市	新設合併
H22. 3. 31	1 5 新潟県	2 0 2 長岡市 4 4 1 川口町	2 0 2 長岡市	編入合併
	2 0 長野県	2 0 2 松本市 4 4 9 波田町	2 0 2 松本市	編入合併
	4 2 長崎県	2 0 2 佐世保市 3 8 8 江迎町 3 8 9 鹿町町	2 0 2 佐世保市	編入合併
H22. 4. 1	0 1 北海道	4 3 9 空知支庁幌加内町 4 8 8 留萌支庁幌延町	4 7 2 上川支庁幌加内町 5 2 0 宗谷支庁幌延町	区域変更
	1 4 神奈川県	2 0 9 相模原市	1 5 0 相模原市 1 5 1 緑区 1 5 2 中央区 1 5 3 南区	政令指定都市へ移行
	1 1 埼玉県	2 3 8 蓼田市	2 3 8 蓼田市	名称変更 (「蓼」→「蓼」)
H23. 4. 1	2 3 愛知県	2 1 3 西尾市 4 8 1 一色町 4 8 2 吉良町 4 8 3 幡豆町	2 1 3 西尾市	編入合併
H23. 8. 1	3 2 島根県	2 0 1 松江市 3 0 4 東出雲町	2 0 1 松江市	編入合併
H23. 9. 26	0 3 岩手県	2 0 9 一関市 4 2 2 藤沢町	2 0 9 一関市	編入合併
H23. 10. 1	0 9 栃木県	2 0 3 栃木市 3 2 1 西方町	2 0 3 栃木市	編入合併
	3 2 島根県	2 0 3 出雲市 4 0 1 斐川町	2 0 3 出雲市	編入合併
H23. 10. 11	1 1 埼玉県	2 0 3 川口市 2 2 6 鳩ヶ谷市	2 0 3 川口市	編入合併
H23. 11. 11	1 7 石川県	3 4 4 野々市町	2 1 2 野々市市	市制施行
H24. 1. 4	2 3 愛知県	3 0 4 長久手町	2 3 8 長久手市	市制施行
H24. 4. 1	4 3 熊本県	2 0 1 熊本市	1 0 0 熊本市 1 0 1 中央区 1 0 2 東区 1 0 3 西区 1 0 4 南区 1 0 5 北区	政令指定都市へ移行
H24. 10. 1	1 1 埼玉県	4 4 5 白岡町	2 4 6 白岡市	市制施行
H25. 1. 1	1 2 千葉県	4 0 2 大網白里町	2 3 9 大網白里市	市制施行

都道府県及び市区町村に付されている数値は、総務省政策統括官（統計基準担当）作成の「統計に用いる標準地域コード」を表している。

総務省統計局が編集・刊行する総合統計書

総務省統計局では、国勢調査などの調査報告書のほか、次のような総合統計書を編集・刊行しています。

これらの総合統計書については、電子媒体でも提供されています。

日本統計年鑑

我が国の社会、経済など広範な分野に関する主要な統計を幅広く、体系的に収録した統計書。約740の統計表を収録

日本の統計

「日本統計年鑑」の中から特に重要なものを取り出して、ハンディな形に取りまとめた統計書。約500の統計表を収録

世界の統計

世界各国の人口、経済、文化などに関する主要な統計を、国際機関の統計年鑑など多数の国際統計資料から選んで収録した統計書。約150の統計表を収録

社会生活統計指標 一都道府県の指標一

都道府県の経済、社会、文化、生活などあらゆる分野に関する主要な統計を幅広く、体系的に収録した統計書。約610の統計指標は、原則として平成17年度、22年度及び最新年度の数字を収録

統計でみる都道府県のすがた

「社会生活統計指標」に収録された統計データの中から主なものを選び、各指標における都道府県別の順位を参考として掲載している。

統計でみる市区町村のすがた

市区町村の経済、社会、文化、生活などあらゆる分野に関する主要な統計を幅広く、体系的に収録した統計書。100の基礎データの数字を収録

Statistical Handbook of Japan

我が国の最近の実情を統計表、グラフ、写真を交え、英文で紹介した報告書

「統計でみる市区町村のすがた」の利用案内

「統計でみる市区町村のすがた」は、次の方法により利用（閲覧・入手等）することができます。

「統計でみる市区町村のすがた」の閲覧

国立国会図書館及び各支部、都道府県統計主管課、都道府県立図書館で閲覧できます。

◇ 総務省統計局統計情報システム課統計図書館

〒162-8668 東京都新宿区若松町19-1

図書閲覧室 TEL: 03-5273-1132

統計相談室 TEL: 03-5273-1133

刊行物、内容を収録した電磁的記録（CD-R等）の入手

<刊行物>

一般財団法人日本統計協会を通じて入手できます。また、全国各地の官報販売所でも取り扱っています。

◇ 一般財団法人 日本統計協会

〒169-0073 東京都新宿区百人町2-4-6 メイト新宿ビル6階

TEL: 03-5332-3151 FAX: 03-5389-0691

ホームページURL: <http://www.jstat.or.jp/>

◇ 全国官報販売協同組合直営店（政府刊行物センター（霞が関））

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-4-1 日土地ビル1階

TEL: 03-3504-3885

<電磁的記録>

内容を収録したCD-R等は、公益財団法人統計情報研究開発センターを通じて入手できます。

◇ 公益財団法人 統計情報研究開発センター

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町3-6 能楽書林ビル5階

TEL: 03-3234-7471 FAX: 03-3234-7472

ホームページURL: <http://www.sinfonica.or.jp/>

インターネット

総務省統計局では、インターネットを通じて統計データや各種統計局関連情報を提供しています。ホームページのURLは、<http://www.stat.go.jp/>です。

また、政府統計の総合窓口（e-Stat）でも、統計データ等の各種統計情報が御覧いただけます。e-StatのホームページURLは、<http://www.e-stat.go.jp/>です。

統計局

検索

<http://www.stat.go.jp/>

統計でみる市区町村のすがた 2014

STATISTICAL OBSERVATIONS OF SHI, KU, MACHI, MURA 2014

平成 26 年 6 月発行

Issued in June 2014

編集・発行



総務省統計局

〒162-8668 東京都新宿区若松町 19 番 1 号

電話（代表） 03(5273)2020

Statistics Bureau

Ministry of Internal Affairs and Communications

19-1 Wakamatsu-cho, Shinjuku-ku, Tokyo,

162-8668, Japan

Telephone: +81-3-5273-2020
